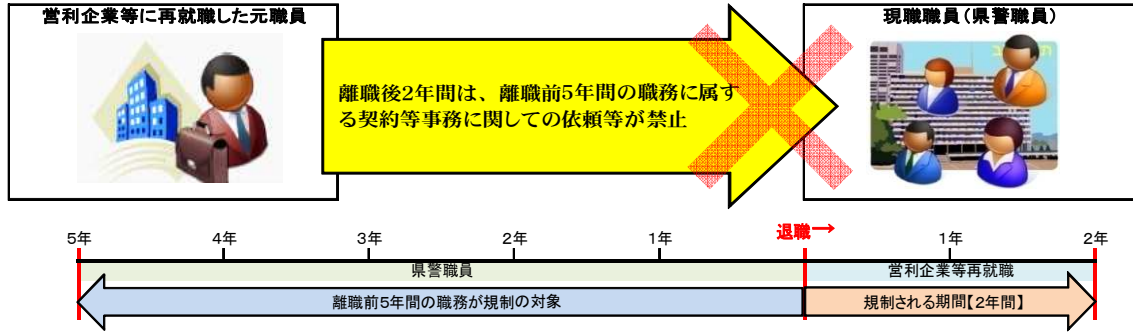


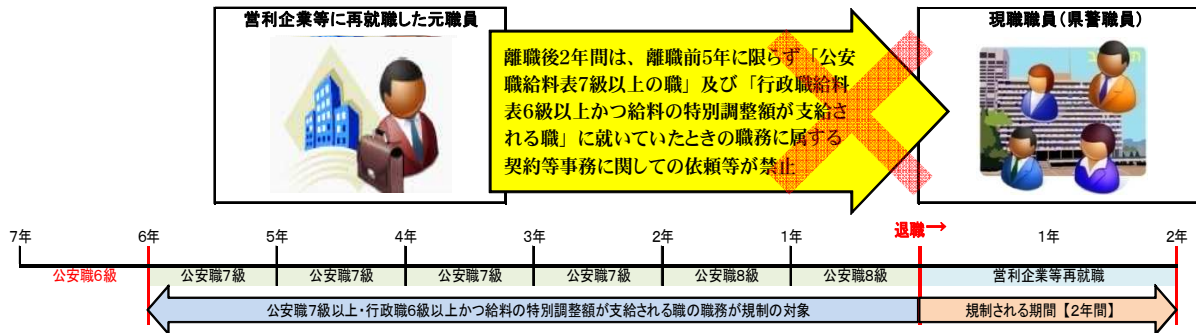
# 岩手県警察職員の退職管理の適正の確保について

## 1 再就職者による要求又は依頼（依頼等）の規制

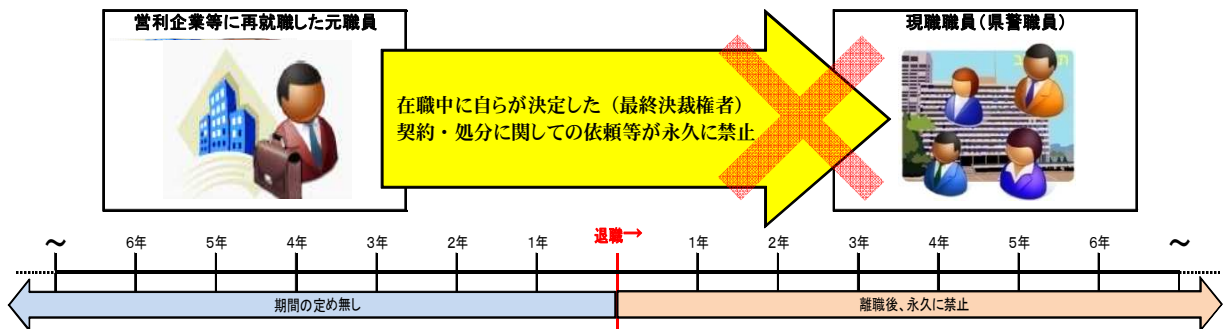
### 全ての再就職者が禁止される事項



### 加えて、「公安職給料表7級以上」および「行政職給料表6級以上かつ給料の特別調整額」が支給されていた方は



### 更に、自らが最終決裁権者であった契約等事務については



#### 再就職者による依頼等が禁止される「現職職員」とは・・・

岩手県警察（警察本部・警察署）が一つのグループとなります。従いまして、再就職者による依頼等が禁止される対象者は県警察職員全員となります。

#### 禁止される依頼等の内容とは・・・

例えば「契約をしてほしい」、「処分をしないでほしい」といった単純な要求・依頼のほか、**公開されていない事項に関する質問も含みます。**  
→ 質問に応じて公開されていない情報を回答した場合、**守秘義務（地方公務員法第34条）違反になることがあります。**

#### 契約等事務とは・・・

売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法第2条第2号に規定する処分（岩手県警察が行う処分やその他公権力の行使に当たる行為）

#### 現職職員の違反に対する制裁措置

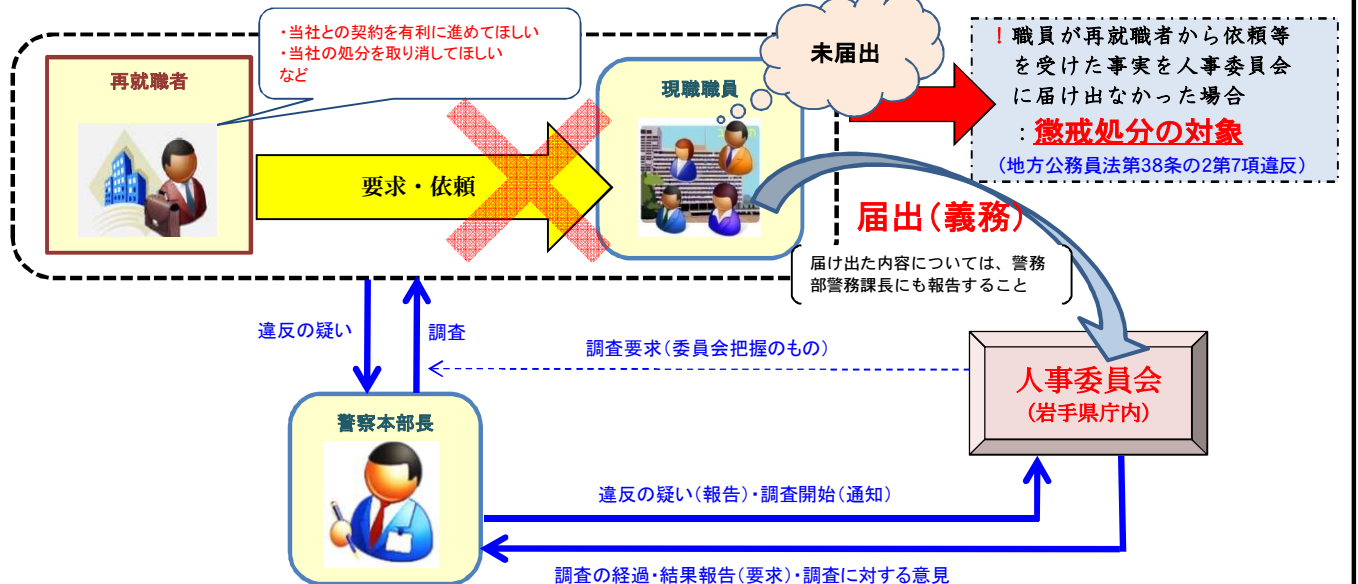
！職員が再就職者の依頼等に応じて不正な行為を行った場合  
： **1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
（地方公務員法第60条第8号）

#### 再就職者の違反に対する制裁措置

再就職者が現職職員に対して、

！依頼等をした場合  
： **10万円以下の過料**  
（地方公務員法第64条）  
！不正な行為を行うように依頼等をした場合  
： **1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
（地方公務員法第60条第4号～7号）

## 2 禁止される依頼等を受けた際の届出義務

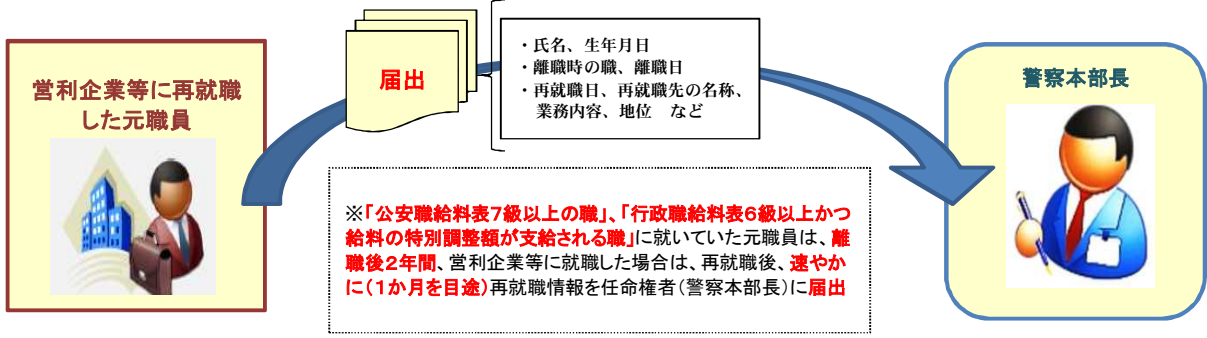


再就職者の方は現職職員への依頼等を絶対に行わないで下さい。

- 届出は・・・**  
 要求又は依頼を受けた後、遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行います。
- (1) 氏名
  - (2) 生年月日
  - (3) 職
  - (4) 依頼等をした再就職者の氏名
  - (5) 再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
  - (6) 依頼等が行われた日時
  - (7) 依頼等の内容

## 3 再就職の届出

「公安職給料表7級以上の職」及び「行政職給料表6級以上かつ給料の特別調整額が支給される職」に就いていた方が、営利企業等に再就職したときは、届出が必要となります。 ※特定地方警務官は、引き続き国家公務員法により、任命権者(国家公安委員会)へ届出します。



**届出が不要な場合・・・**

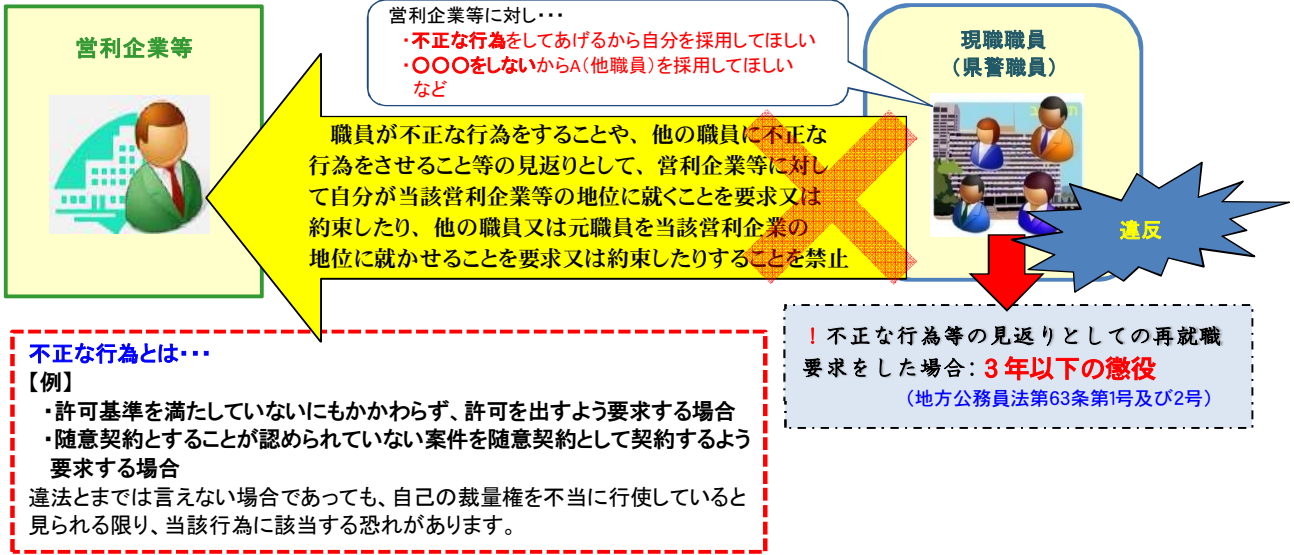
- ・定年後、引き続き再任用された方
- ・非営利法人等に再就職した場合で年収が103万円以下である方

など

**離職後2年間の届出とは・・・**  
 離職した日から2年経過するまでの間に、新たに就職、転職したときは、都度、届出が必要となります。

なお、再任用された方は、再任用の終了日が、離職後2年間の始期となりますので注意してください。

## 4 不正な行為等の見返りとしての再就職要求の禁止



～下記に規制事項をまとめておりますので参考としてください～

規制される事項(警察官)
<p>●「部長(特定地方警務官)」で退職後、営利企業等に再就職される方</p> <p>①「再就職者による依頼等の規制」は、地方公務員法が適用されます。                  ②「再就職情報の届出」は、国家公務員法が適用されます。・・・引き続き届出・公表が行われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>無期限で規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・在職中に自らが決定した(最終決裁権者)契約処分に関する依頼等。</li> </ul> </li> <li>退職後2年間規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職前5年間の職務に属する契約等事務に関する依頼等。</li> <li>・離職前5年に限らず「公安職給料表7級以上の職」に就いていたときの職務に属する契約等事務に関する依頼等。</li> </ul> </li> <li>再就職の届出                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員法により、引き続き任命権者(国家公安委員会)へ届出。</li> </ul> </li> </ol>
<p>●「公安職給料表7級」以上で退職後、営利企業等に再就職される方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>無期限で規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・在職中に自らが決定した(最終決裁権者)契約処分に関する依頼等。</li> </ul> </li> <li>退職後2年間規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職前5年間の職務に属する契約等事務に関する依頼等。</li> <li>・離職前5年に限らず「公安職給料表7級以上の職」に就いていたときの職務に属する契約等事務に関する依頼等。</li> </ul> </li> <li>再就職の届出                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職後2年間、再就職後速やかに(1か月を目途)任命権者(警察本部長)への届出。</li> </ul> </li> </ol>
<p>●「公安職給料表6級」以下で退職後、営利企業等に再就職される方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>無期限で規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・在職中に自らが決定した(最終決裁権者)契約処分に関する依頼等。</li> </ul> </li> <li>退職後2年間規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職前5年間の職務に属する契約等事務に関する依頼等。</li> </ul> </li> </ol>
規制される事項(一般職)
<p>○「行政職給料表6級以上かつ給料の特別調整額が支給される職」で退職後、営利企業等に再就職される方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>無期限で規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・在職中に自らが決定した(最終決裁権者)契約処分に関する依頼等。</li> </ul> </li> <li>退職後2年間規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職前5年間の職務に属する契約等事務に関する依頼等。</li> <li>・離職前5年に限らず「行政職給料表6級以上かつ給料の特別調整額が支給される職」に就いていたときの職務に属する契約等事務に関する依頼等。</li> </ul> </li> <li>再就職の届出                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職後2年間、再就職後速やかに(1か月を目途)任命権者(警察本部長)への届出。</li> </ul> </li> </ol>
<p>○「特別調整額が支給されない職」で退職後、営利企業等に再就職される方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>無期限で規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・在職中に自らが決定した(最終決裁権者)契約処分に関する依頼等。</li> </ul> </li> <li>退職後2年間規制される依頼等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職前5年間の職務に属する契約等事務に関する依頼等。</li> </ul> </li> </ol>

別紙第3

管理監督職員であった者が再就職した場合の届出

平成 年 月 日

任 命 権 者 様

住 所

氏 名

電話番号

職員等の退職管理に関する条例（平成28年条例第16号）第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離 職 時 の 職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 日	年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	
8 再 就 職 先 に お け る 地 位	